明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
（政治資金適正化委七八）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同七九）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同八〇）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件
（法務五四八、五四九）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同五五〇～五五二）　二

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件
（同五五三～五五七）　三

○パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件（外務三八〇）　四

○イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三八一）

○ウクライナにおける「ドネツク州及びルハンスク州における社会サービスの早期復旧及び平和構築計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同三八二）

○パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の書簡の交換に関する件（同三八三）

○中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三八四）

○グジュランワラ下水・排水能力改善計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件
（同三八五）　四

○小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定める件
（農林水産一八六三）　五

○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件
（同一八六四）　六

○保安林の指定をする件
（同一八六五～一八七二）　六

○保安林の指定を解除する件
（同一八七三～一八九一）　七

○保安林の指定施業要件を変更する件
（同一八九二～一八九六）　八

○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通一一五二、一一五三）　九

○国土調査の実施に関する件
（同一一五四）　九

○都市計画に関する件
（近畿地方整備局二一九）　九

〔国会事項〕

内閣　宮内庁

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

労働

最低賃金の改正決定に関する公示
（広島労働局最低賃金公示九、宮崎同五）　九

〔資料〕

平成二十六年十月中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇

〔公告〕　一〇

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分、一級建築士の免許の取消し関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他　三〇